農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）

最終改正：令和六年八月二十日法律第六十三号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　農業委員会（第三条―第三十八条）

第三章　農地利用最適化推進委員等（第三十八条の二―第三十八条の四）

第四章　農業委員会の会議（第三十九条―第四十五条）

第五章　事務局（第四十六条―第四十八条）

第六章　農業委員会等（第四十九条―第五十三条）

第七章　農業委員会等の組織に関する特例（第五十四条―第五十六条）

第八章　雑則（第五十七条―第五十九条）

第九章　罰則（第六十条―第六十四条）

第一章　総則

（この法律の目的）

第一条　この法律は、農業者自らが農業委員会を組織し、農地利用最適化推進委員（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第八十七条の二第一項に規定する農地利用最適化推進委員をいう。）を置いて、農地等の利用の最適化の推進その他の事務を行うことにより、農業生産力の増進を図るとともに、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もつて国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

２　この法律は、農地等の利用の最適化の推進に関し、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）その他の法律に優先して適用されるものとする。

（農業委員会）

第二条　市町村（特別区を含む。以下同じ。）に、農業委員会を置く。

２　農業委員会は、法人とする。

３　農業委員会は、その事務所の位置を定め、これを公示しなければならない。

４　農業委員会は、その名称、事務所の位置及び第三十八条の二第一項に規定する農地利用最適化推進委員の定数を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

５　農業委員会は、その名称、事務所の位置又は第三十八条の二第一項に規定する農地利用最適化推進委員の定数を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（農用地等）

第二条の二　この法律において「農用地等」とは、農地又は採草放牧地をいう。

２　この法律において「農地等」とは、農用地等及び農業生産又は農地等の利用に関連する土地をいう。

（農地等の利用の最適化）

第二条の三　この法律において「農地等の利用の最適化」とは、農地等について、次に掲げる事項を実現することをいう。

一　農地等につき、耕作又は養畜の事業のための権利（以下「耕作の事業のための権利」という。）を有する者（以下「耕作者」という。）が定まらない場合又は耕作者が耕作の事業のための権利を有しない場合における耕作の事業のための権利の取得（農地等の賃貸借の期間の満了後における当該農地等についての賃貸借の更新を含む。）を希望する者（以下「新規参入者」という。）が現れない場合における新規参入者の確保

二　農地等について耕作の事業のための権利を有する者が定まる場合における耕作者による農地等の効率的な利用

三　農地等について耕作の事業のための権利を有する者が定まる場合における耕作者による農地等の利用の集積及び集約化

四　農地等について耕作の事業のための権利を有する者が定まる場合における農地等の利用の効率化及び高度化の促進

五　農地等について耕作の事業のための権利を有する者が定まる場合における農地等の利用の合理化の促進

六　農地等について耕作の事業のための権利を有する者が定まる場合における農地等の利用の調整

七　農地等について耕作の事業のための権利を有する者が定まる場合における農地等の利用の集積又は集約化の促進

（農業生産又は農地等の利用に関連する土地）

第二条の四　この法律において「農業生産又は農地等の利用に関連する土地」とは、農業生産又は農地等の利用に関連する土地であつて、農業生産又は農地等の利用に関連する施設の敷地に供されるものをいう。

（農業者）

第三条　この法律において「農業者」とは、農地を耕作の事業のために利用する者をいう。

２　農業者は、農業者の組織する団体の事業を利用するように努めるものとする。

（農業者の責務）

第四条　農業者は、農業経営の改善及び合理化を図るとともに、農業生産又は農地等の利用に関連する土地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

２　農業者は、農業生産又は農地等の利用に関連する土地の農業上の利用の増進に関し、農業委員会、農地利用最適化推進委員又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）から情報の提供その他の必要な協力を求められたときは、これに応ずるように努めるものとする。

（農業委員会の事務）

第五条　農業委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一　農地等の利用の最適化の推進に関する事務

二　農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、必要があると認めるときは、関係行政庁に対する意見の提出又は建議に関する事務

三　農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、関係行政庁に対する情報の提供又は資料の送付に関する事務

四　農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、関係行政庁に対する協力又は助成に関する事務

五　農業生産又は農地等の利用に関連する土地の農業上の利用の増進に関する事務

六　農業生産又は農地等の利用に関連する土地の農業上の利用の増進に関し、農業者に対する情報の提供又は農業者からの相談に応ずる事務

七　農業生産又は農地等の利用に関連する土地の農業上の利用の増進に関し、農業者に対する助言又は指導に関する事務

八　農業生産又は農地等の利用に関連する土地の農業上の利用の増進に関し、農業者又は農業者の組織する団体の事業を利用するように努めるものとする。

（農業委員会の任務）

第六条　農業委員会は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事務を行うに当たつては、農業者の最も重要な協同組織としての自主的な活動と協力して、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを任務とするものとする。

２　農業委員会は、前条第一項第四号から第七号までに掲げる事務を行うに当たつては、農業者の最も重要な協同組織としての自主的な活動と協力して、農業生産又は農地等の利用に関連する土地の農業上の利用の増進を図ることを任務とするものとする。

（農業委員会の区域）

第七条　農業委員会の区域は、市町村の区域とする。

２　都道府県知事は、農業委員会の区域内に農業協同組合法第十条第一項第一号の地区（以下「農協の地区」という。）があるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させるように努めるものとする。

３　都道府県知事は、農業委員会の区域内に農協の地区があるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させるように努めるものとする。

４　都道府県知事は、農業委員会の区域内に農協の地区がないときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させるように努めるものとする。

５　都道府県知事は、農業委員会の区域内に農協の地区の一部があるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させるように努めるものとする。

６　都道府県知事は、農業委員会の区域内に農協の地区の一部がないときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させるように努めるものとする。

（農業委員会の区域の特例）

第八条　都道府県知事は、前条第二項から第六項までの規定にかかわらず、農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、前項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、あらかじめ、当該農業委員会の意見を聴かなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことができる。

４　都道府県知事は、前項の規定により農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第一項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第一項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第九条　都道府県知事は、前条第一項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

２　都道府県知事は、前条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、前条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、前条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、前条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、前条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第十条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第十一条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第十二条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第十三条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第十四条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第十五条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第十六条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第十七条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第十八条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第十九条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第二十条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第二十一条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第二十二条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第二十三条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

４　都道府県知事は、第八条第四項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

５　都道府県知事は、第八条第五項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

６　都道府県知事は、第八条第六項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

（農業委員会の区域の特例）

第二十四条　都道府県知事は、第八条第一項の規定により農業委員会の区域内に農協の地区の一部がない場合又は農協の地区の一部がない場合において、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させることが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないことができる。

２　都道府県知事は、第八条第二項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととするときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除くことが適当でないと認めるときは、当該農業委員会の区域内の農協の地区の一部を当該農業委員会の区域から除かないことができる。

３　都道府県知事は、第八条第三項の規定により農業委員会の区域を当該農協の地区と一致させないこととする